

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の審査意見を付し、次のとおり報告する。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 8 9 %)	— (1 6 . 8 9 %)	4 . 4 % (2 5 . 0 %)	— (3 5 0 . 0 %)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに実質公債費比率及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示する。
- 2 括弧内は、江別市における早期健全化基準である。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

江別市長 後 藤 好 人